

有銘小学校いじめ防止対策基本方針

1 いじめ防止の考え方

(1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた幼児児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格形成を妨げるのみならず、生命又は身体に重大な危険を生じさせるものである。従って、全ての幼児・児童生徒はいじめをしてはいけない。また、いじめを見ながらこれを放置してはいけない。いじめはどの子にも起こり、被害者・加害者にもなりうることを理解し、いじめに向かわせないよう、いじめ未然防止の取り組みが重要である。幼児・児童生徒は、安心安全に学校に登校でき、いじめがなく楽しく学び、有意義な学校生活を送り、成長していく権利がある。いじめのない学校づくりを学校教育の基本理念として推進していく。

(2) いじめの禁止

幼児児童生徒は、いじめをしない。いじめを見ながら放置しない。

(3) 学校職員の責務

いじめが行われず、全ての幼児・児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者や関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの未然防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切、迅速に対応し、その再発防止に努める。

2 いじめ防止の取り組み

(1) いじめ防止委員会の設置と指導体制の確立

校内に「いじめ対策委員会」を設置して、いじめの防止・早期発見・対処等、全教職員が一致して組織的な対応を行うための協議を定期的に行う。また、必要に応じてスクールカウンセラーや心理・福祉、医師、警察官などの専門機関の参加を図りながら、より効果的にいじめ問題の解決にあたる。構成は、校長・教頭・教務主任・生徒指導主任、養護教諭とし、原則的に月1回を定例とする。ただし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

(2) いじめ防止に係る校内研修等の実施

全ての教職員の共通認識を図るため、少なくとも年に1回はいじめをはじめとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を行う。

(3) 校務の効率化（子どもと向き合う時間の確保）

教職員が児童生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいけるよう校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど校務の効率化を図る。

(4) 家庭や地域との連携

学校経営方針や学校づくりアンケート結果等を公開・説明し、保護者や地域の理解と協力を得る。また、地域懇談会等では、必要に応じて学校の状況を個人情報に配慮して提供し、PTA や地域の関係団体等がいじめ等の問題解決について協議したり、地域の活動をとおした対策や啓発活動ができるよう連携する。

3 いじめの未然防止

(1) 学校経営・学級経営の充実

幼児・児童が、集団の一員としての自覚や自信を育み、互いを認め合える人間関係・学級風土をつくりだす学校経営・学級経営を充実させる。（生徒指導の4つのポイント）

(2) いじめの共通認識

- ①いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修で理解を深め、教職員全員の共通認識を図る。
- ②全校集会や学級活動などで、校長や教職員が「いじめは人間として絶対に許されないこと」を、児童に醸成していく。

〈いじめの例〉

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられたり、金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをさせられる
- ・インターネットや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌な言葉・画像等を送られる
- ・インターネットや携帯電話等で、個人情報等をSNSで発信される 等

(3) いじめに向かわない態度・能力の育成

- ①学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育、特別活動を充実させる。
- ②読書活動・社会体験活動などの推進により児童の社会性を育む。
- ③体験活動をとおして、他人の気持ちを共感的に理解し人格を尊重する態度を養う。
- ④自分の意見や考えを伝えたり、修正・調整したり、発展的・建設的な意見を考えるなどコミュニケーションの能力を高める。
- ⑤少人数のよさを生かした異年齢学習や交流体験を進め、友だちや先輩後輩を思いやり、楽しく過ごしていくために必要な相互理解を培う。

(4) 職員自らがあいさつやていねいな言葉遣いで人権感覚を高める

- ①職員が日頃から、明るくあいさつやていねいな言葉遣い、落ち着いた行動を心がける。
- ②道徳教育に係わる内容やソーシャルスキルトレーニング、接遇などの内容で研修を進め、人権感覚を高める。

(5) 自己有用感や自己指導能力を育む

- ①生徒指導4つのポイントである「自己存在感の感受」、「共感的人間関係の育成」、「自己決定の場の提供」、「安全・安心な風土の醸成」を意識し、自己指導能力の育成に務める。
- ②授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切に「わかる授業」づくりに努める。
- ③「i-check」「ピアサポート」等を活用した人間関係づくりや一人一人が活躍できる集団づくりをとおして学級経営や教科学習等を進める。
- ④異年齢学習や交流学習、合同学習、集合学習に取り組み、児童自らが自己の成長発達を感じ取り、自己肯定感を高める。
- ⑤ストレスを感じた場合でも、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる力を育む。
- ⑥家庭や地域の人々などにも協力を求め、幅広い大人、地域から認められるという自己肯定感を高める。

(6) 児童会活動で取り組む

いじめの問題について学び、考え、児童自身がいじめの防止を訴えるような取組を推進する。その受け皿として児童会によるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置などの取り組みを展開する。その際、職員は、主体的な活動になっているか点検をしたり、陰で支える役割に徹するよう心がける。

(7) 未然防止の取り組みの評価

未然防止の取組が成果を上げているかは、いじめ対策委員会の評価の他、定期的な学校づくりアンケートや学級目標等の到達状況、日常的な幼児・児童の行動の様子や生活アンケート調査、児童の欠席状況などからも把握し、PDCA サイクルに基づく改善の取組を継続する。

4 いじめの早期発見

(1) いじめの兆候やサインを見逃さない

- ①いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気づきにくく判断しにくい形で行われる。
- ②ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを積極的に認知する。
- ③日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さない

よう情報交換や共有をする。

- ④休み時間や放課後の雑談の中などで児童の様子に目を配ったり、ノートやメモ、日記等を活用して交友関係や悩みを把握したり、個人面談や家庭訪問の機会を活用したりして把握する。

〈いじめの兆候やサインの例〉

- ・いつも一人で過ごしている 休み時間に職員室によく来る 休みがち
- ・物がよくなる 物の貸し借りが多い 教科書やノートの破損がある
- ・手足や体に落書きがある 手足に傷跡がある よく体調不良を訴える
- ・目を合わさずに話をする 表情が明るくない 目の焦点が定まらない
- ・金品をおごる たかられる

(2) 定期的なアンケート（幸せアンケート）や教育相談で実態把握に努める

- ①幸せアンケート調査を実施し、実態把握に努める。毎月当行為初日を人権の日に設定し、児童生徒の生活や人間関係の状況を把握できるよう、年度当初に計画を立て実施する。幸せアンケートは、毎月1回程度とする。
- ②教育相談では、児童生徒からの相談や保護者からも広く情報を集め、いじめ防止に活かす。

(3) 相談できる体制や雰囲気をつくる

日頃から児童へのあいさつや言葉かけを展開し、児童からいじめを訴えやすい雰囲気や体制を整備しておく。児童や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、適切に機能しているかなど、定期的に点検をしたり、保健室や相談室の利用、スクールカウンセラーとの繋がりを広く周知する。

(4) 個人情報の守秘義務と共有

教育相談等で得た児童の個人情報については、対外的な取扱いの方針を明確にし、適切に扱う。職員は仕事上知り得た児童や保護者の個人情報をみだりに外部に漏らしてはならない。これらにより集まったいじめ等に関する情報については、部会や委員会等で共有し、適切に対応する。

5 いじめへの早期対応と指導

(1) いじめに対する対応の姿勢

いじめを発見したり、通報を受けた場合には、直ちにいじめを止めさせ、被害児童を保護し、安全な環境に身を置くとともに、速やかに校内組織に連絡する。「いじめ対策委員会」が中心となって対応する。委員会は、被害児童を守るとともに、教育的配慮の下、保護者と連携・協力を得て、毅然とした態度で加害児童を指導する。その際、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。さらに、いじめの再発防止に向けて、これまでの対応や指導の在り方を改善し、全職員が保護者、地域関係機関と連携して再発防止に取り組む。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ①いじめを発見したときは、いじめの行為を止める。
- ②児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に対応する。
- ③いじめを受けた児童や知らせてきた児童の安全を確保する。
- ④発見・通報を受けた教職員は、「いじめ対策委員会」に直ちに連絡する。
- ア いじめ対策委員会や担任は、速やかに関係児童から事情を聴き取り、いじめの事実確認を行う。
- イ 事実確認の結果は、すみやかに校長が教育委員会に報告する。
- ウ いじめ対策委員会や担任は、被害・加害児童の保護者に連絡する。
- エ 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある時は、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(3) いじめを受けた児童の安全確保と保護者への支援

いじめを受けた児童から事実関係の聴取を行う。その際、「あなたは悪くない」ことをはっきりと伝え、自尊心を高めるよう留意する。また、児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して対応する。家庭訪問により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。

いじめを受けた児童や保護者に対し、徹底して秘密を守ることを伝え、不安を除去するとともに、事態の状況に応じて複数の教職員の協力の下、児童の見守りを行うなど、いじめを受けた児童の安全を確保する。

(4) いじめを行った児童への事実確認とその保護者への助言

いじめを行った児童からも事実関係の聴取を行う。いじめを行ったことが確認された場合、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的に「いじめは犯罪」である理解させ、いじめを止めさせ、その再発を防止する措置をとる。また、事実関係を聴取したら、迅速にその保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

(5) いじめを行った児童への毅然とした組織的な指導

いじめを行った児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめを行った児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、児童の安心・安全で健全な人格の発達に配慮する。児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。

(6) いじめを見ていた集団・学級への指導

いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう考えさせる。また、はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。いじめの解決とは、被害児童と加害児童を始めとする他の児童との関係の修復を経て、当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断する。

(7) いじめを受けた児童の心のケアと支援

いじめを受けた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、児童に寄り添い支える体制をつくる。いじめを受けた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じて別室において指導したり、教育委員会と連携して出席停止制度を活用するなど、いじめを受けた児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。スクールカウンセラーや心理・福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得て心のケアも行う。

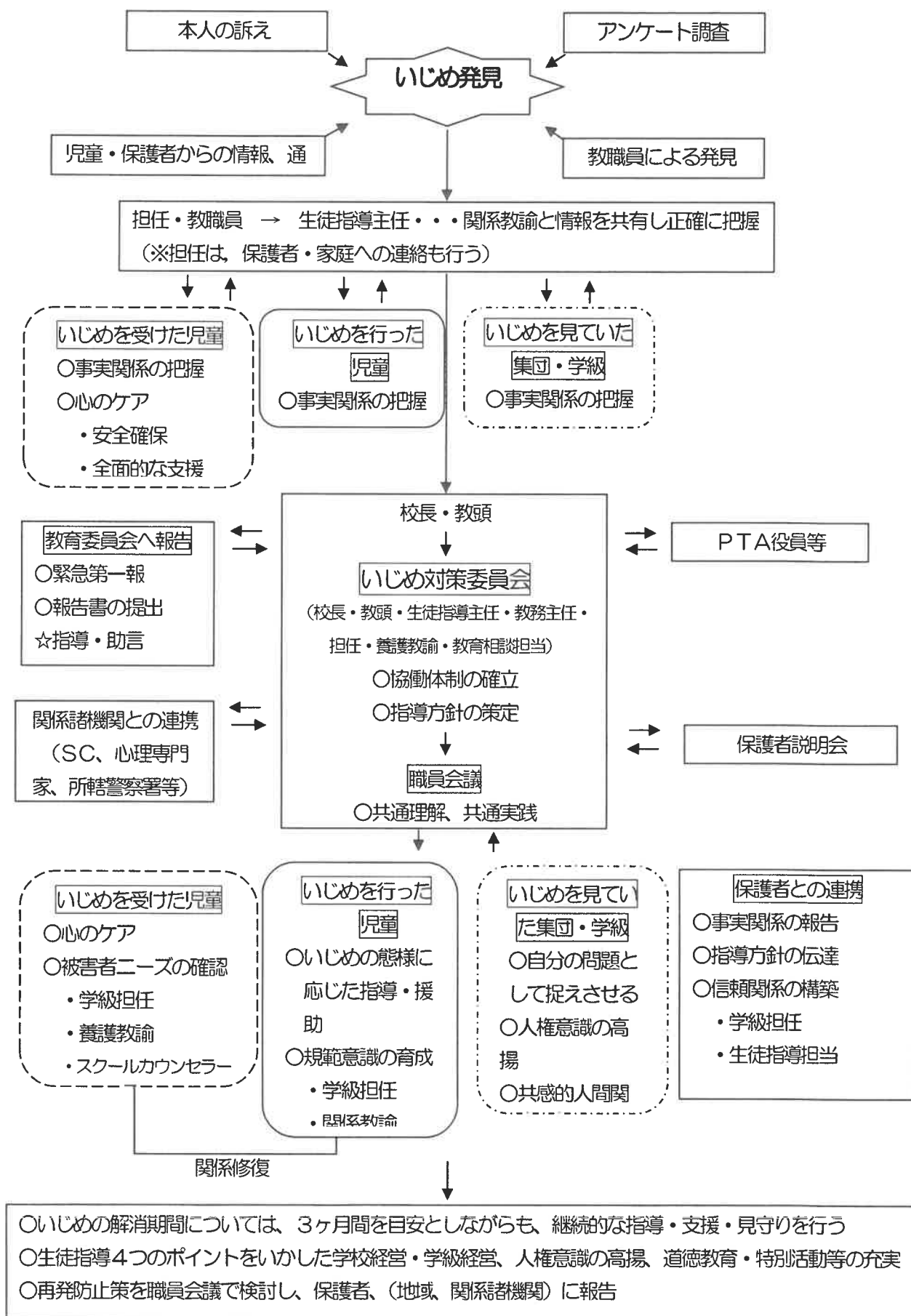
(8) いじめ対応後の支援と対応

いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行うことが大切である。また、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に保管しておく。いじめ対応の取り組みを評価・反省し、再発防止策について職員会議で検討し、保護者や地域、関係機関に説明しておく。

6 ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダーに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。早期発見の観点から、学校の設置者等と連携し、学校ネットパトロールを実施することにより、ネット上のトラブルの早期発見に努める。また、保護者においてもネット被害に遭わないようセキュリティーやアクセス制限の設定に協力してもらう。

◇いじめ発生時の対応（フローチャート図）



7 いじめの重大事態への対処

(1) 重大事態の定義（いじめ防止対策推進法第28条より）

- ①いじめにより児童・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ②いじめにより児童・生徒が相当の期間学校を欠席することが余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

ただし、重大事態に該当するか否かについては、いじめを受けている児童の状況に着目し、事案に応じて専門機関等の意見を踏まえ村教育委員会が判断する。

重大事態に陥った場合、学校は、村教育委員会を通じて村長に報告する。

(2) 学校または教育委員会における重大事態への対処

①調査組織の設置

村教育委員会が、重大事態の調査主体を検討、判断する。

学校が行う調査では、学校に設置する「いじめ対策委員会」が主体となって実施する。村教育委員会が行う調査では、「東村いじめ防止対策調査会」が主体となって実施する。

②被害・加害児童及び保護者に対する調査方針の説明等の実施

調査実施前に、被害児童・保護者に対して以下の①～⑥の事項について説明する。

①調査の目的・目標 ②調査主体 ③調査時期・期間 ④調査事項 ⑤調査方法 ⑥調査結果の提供

③調査の実施

被害児童、その保護者、他の在籍する児童、教職員等に対して、アンケート調査や聴き取り調査等により、いじめの事実関係を把握する。

当該事案の性質に応じて、外部から必要な人材の参加を求め、調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

いじめの事実関係を明確にするための調査を行ったときは、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、適時・明確に情報提供を行う。

当該情報提供を行うに当たっては、児童や保護者への心のケアと、落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、個人のプライバシーに十分配慮する。

学校主体の調査の場合は、教育委員会から必要な指導及び支援をいただく。

④情報の集約、記録の保存

調査により把握した情報は、時系列に記録し、適切に保存する。

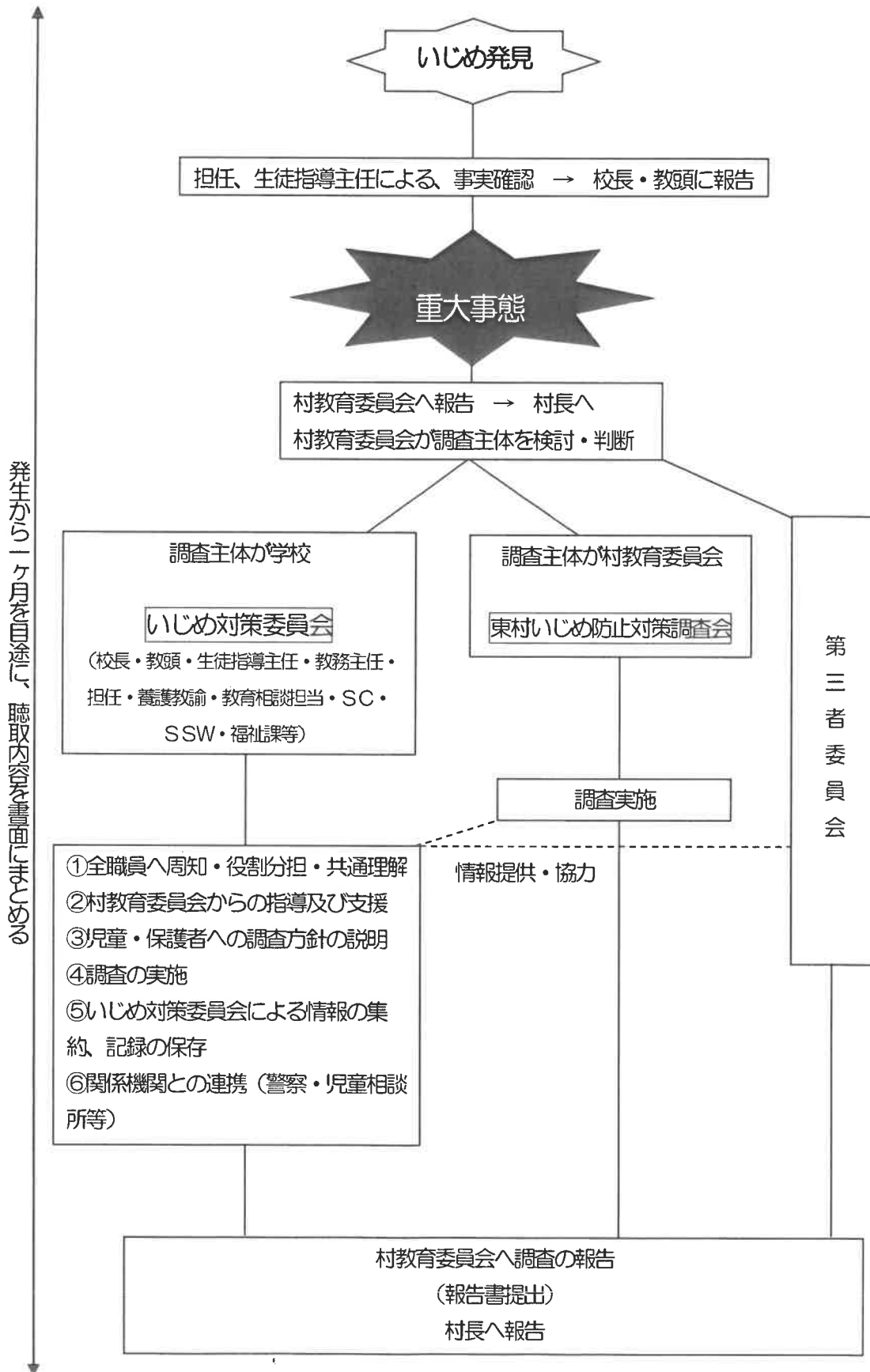
※学校が定期的実施しているアンケート・個人面談の記録、いじめの通報・相談内容の記録、児童に対する聴き取り調査を行った際の記録等。

⑤調査の報告

学校が実施した調査結果は、教育委員会を通じて、村長へ報告する。

教育委員会が実施した調査結果は、直接、村長へ報告する。

◇いじめの重大事態への対応（フローチャート図）



8 年間計画

いじめ事案発生時は、緊急対応会議を開催し対応する。

月	いじめ対策委員会	職員会議・校内外研修等	未然防止対策	早期発見
4	<ul style="list-style-type: none"> 学校いじめ対策と対応の理解 組織づくりと分担 幸せアンケートの実施 	<ul style="list-style-type: none"> 学校いじめ対策と対応の共通確認 アルメンジャーの当り前の確認 村生徒指導連絡協議会① 	<ul style="list-style-type: none"> 人権の読み聞かせ 生活朝会（アルメンジャーの当り前） 集団、人間関係づくり わかる授業 	<ul style="list-style-type: none"> 幸せアンケート 家庭訪問資料 学級保護者会 こども理解 PTA評議委員会
5	<ul style="list-style-type: none"> 幸せアンケートの実施 教育相談週間の対応、情報交換 	<ul style="list-style-type: none"> 校内特別支援会議① 	<ul style="list-style-type: none"> 人権の読み聞かせ わかる授業 児童会（遠足、新入生を迎える会） 	<ul style="list-style-type: none"> 幸せアンケート iチェック 教育相談週間 学習状況調査 授業参観(家庭と連携)
6	<ul style="list-style-type: none"> 幸せアンケートの実施 		<ul style="list-style-type: none"> 人権の読み聞かせ わかる授業 居場所絆づくり 	<ul style="list-style-type: none"> 幸せアンケート 授業参観(家庭と連携)
7	<ul style="list-style-type: none"> 幸せアンケートの実施 学校評価実施と分析、公開 	<ul style="list-style-type: none"> 学校評価実施と分析と対策、公開 校内特別支援会議② いじめに関する校内研 	<ul style="list-style-type: none"> 人権の読み聞かせ わかる授業 児童会（1学期お楽しみレク） 異年齢学習（稲刈り） 	<ul style="list-style-type: none"> 幸せアンケート 個人面談(家庭と連携) 授業観察 地域懇談会
8	<ul style="list-style-type: none"> 情報交換 	<ul style="list-style-type: none"> 村生徒指導連絡協議会② 		<ul style="list-style-type: none"> 家庭への連絡(訪問) 暑中見舞い PTA評議委員会
9	<ul style="list-style-type: none"> 幸せアンケートの実施 	<ul style="list-style-type: none"> 校内特別支援会議③ 	<ul style="list-style-type: none"> 人権の読み聞かせ 居場所絆づくり 	<ul style="list-style-type: none"> 幸せアンケート 授業参観(家庭と連携) 豊年祭(地域での様子)
10	<ul style="list-style-type: none"> 幸せアンケートの実施 教育相談週間の対応、情報交換 		<ul style="list-style-type: none"> 人権の読み聞かせ わかる授業 絆づくり（運動会） 	<ul style="list-style-type: none"> 幸せアンケート 教育相談週間 授業観察
11	<ul style="list-style-type: none"> 幸せアンケートの実施 		<ul style="list-style-type: none"> 人権の読み聞かせ わかる授業 居場所絆づくり 	<ul style="list-style-type: none"> 幸せアンケート iチェック 授業参観(家庭と連携)
12	<ul style="list-style-type: none"> 幸せアンケートの実施 学校評価実施と分析、公開 	<ul style="list-style-type: none"> 学校評価実施と分析、公開 村生徒指導連絡協議会③ 	<ul style="list-style-type: none"> 人権週間、読み聞かせ わかる授業 児童会（2学期お楽しみレク） 	<ul style="list-style-type: none"> 幸せアンケート 授業観察 個人面談(家庭と連携)
1	<ul style="list-style-type: none"> 幸せアンケートの実施 委員会の取り組み評価と改善策 		<ul style="list-style-type: none"> 人権の読み聞かせ わかる授業 居場所絆づくり 	<ul style="list-style-type: none"> 幸せアンケート 授業参観(家庭と連携)
2	<ul style="list-style-type: none"> 幸せアンケートの実施 教育相談週間の対応 委員会の取り組み評価と次年度の計画 	<ul style="list-style-type: none"> 学校評価の評価と改善 次年度の取り組み 校内特別支援会議④ 	<ul style="list-style-type: none"> 人権の読み聞かせ わかる授業 居場所絆づくり 	<ul style="list-style-type: none"> 幸せアンケート 教育相談週間
3	<ul style="list-style-type: none"> 幸せアンケートの実施 次年度の計画 	<ul style="list-style-type: none"> 次年度の計画・引き継ぎ 	<ul style="list-style-type: none"> 人権の読み聞かせ わかる授業 児童会（卒業生を送る会、3学期お楽しみレク） 	<ul style="list-style-type: none"> 幸せアンケート 授業参観(家庭と連携) PTA評議委員会